

# 東京帝国大学法学部助手に関する一考察-大正期を中心に-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学大学院 公開日: 2015-10-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 佐々木, 研一朗 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/17553">http://hdl.handle.net/10291/17553</a>

# 東京帝国大学法学部助手に関する一考察

——大正期を中心に——

## A Study of Research Associates at Tokyo Imperial University Faculty of Law in the Taisho Period

博士前期課程 政治学専攻 2010年度入学

佐々木 研一朗

SASAKI Ken-ichiro

### 【論文要旨】

東京帝国大学法学部は、近代日本国家において指導的人材を多数輩出してきた大学であり、国家機関である。近代日本国家の実体解明に、この機関の分析は欠かせない。しかし、東京帝国大学法学部の実体を系統的に明らかにした研究は少ないように思われる。

そこで本稿は、東京帝国大学法学部助手に注目して、その実体を明らかにする。東京帝国大学法学部には、大学教員や研究者を養成する制度として助手制度が存在した。この制度によって、蠟山政道や我妻栄、宮沢俊義等の著名な教員が養成された。助手制度の実体分析は、東京帝国大学法学部の実体を明らかにすると考える。

分析によって、私は次のことを明らかにした。すなわち、大正期には高等教育が拡充され、大学教員も増員されることになった。この増員に応じたかたちで、助手制度が成立した。つまり、この制度によって大学教員を養成したのである。前後して、多数の法学者、政治学者が東京帝国大学法学部や地方の帝国大学の教員に就任している。このことは、日本における法学、政治学の教育、研究の充実に貢献した一方、少なからぬ問題を生じさせたと考えられる。

【キーワード】 東京帝国大学、法学部、助手制度、東京帝国大学官制

- 1 はじめに
- 2 先行研究に見る東京帝国大学法学部助手—その批判的検討—
- 3 東京帝国大学法学部助手の実体分析—大正期を中心に—
- 4 おわりに

## 1 はじめに

### (1) 問題の所在

本稿は、大正期<sup>1</sup>における東京帝国大学法学部助手の実体を明らかにする。大正期を中心に見ていくのは、法学部に助手が登場するのがこの時期からだからである<sup>2</sup>。

私の問題関心は、次の通りである。東京帝国大学法学部は近代日本国家の指導的人材を多教育成してきた大学であり、国家機関である<sup>3</sup>。多くの指導的人材を輩出してきた東京帝国大学法学部の実体は、いかなるものであったのか。大学をはじめとする教育制度の研究は、従来教育学の対象であるとされる。しかし、東京帝国大学法学部が先のような特徴を持つ国家機関である以上、これを政治学が取り扱わないわけにはいかない。従来から指摘されていることであるが、政治学は教育学の研究蓄積を十分に取り入れていない<sup>4</sup>。政治学者は、政治現象の1つとして教育についてもっと研究をしても良いし、必要であると考え<sup>5</sup>。こうした問題関心から、私は東京帝国大学法学部の実体を明らかにしてみたい。

ところで、東京帝国大学法学部の実体を明らかにするには、どのような方法があるだろうか。ここで私は、制度と人物の2つに注目する。東京帝国大学法学部にはいかなる制度が存在し、どのような人物がそれを担ってきたのか。この2つに注目することで、東京帝国大学法学部の実体を明らかにすることができるのではないだろうか。そこで本稿は、東京帝国大学法学部助手に注目する。後述する先行研究によれば、東京帝国大学法学部には大学教員や研究者を養成する制度として助手制度が存在していた<sup>6</sup>。言うまでもなく、東京帝国大学法学部の教員は近代日本国家の指導的人材の教育に携わった人物であり、法学・政治学の研究者である。このことから、助手に注目することで東京帝国大学法学部の実体を一部ではあるが明らかにすることができるのではないだろうか。

### (2) 東京帝国大学の助手制度—官制に注目して—

そもそも東京帝国大学法学部に助手が登場したのはいつからか。官制に「助手」が初めて登場したのは1893（明治26）年8月11日勅令第83号帝国大学官制にさかのぼる。帝国大学官制は、帝国大学の組織構成を定めた勅令である。第六条に助手を設置すること、第九条に助手の身分、職務内容、定員が定められた。帝国大学官制は、1897（明治30）年6月18日、京都帝国大学が設置されたことに伴い、1897（明治30）年6月18日勅令第210号東京帝国大学官制へと改められた。東京帝国大学官制は、分科大学制を学部制に改めるのに伴い、1919（大正8）年3月31日勅令第50号東京帝国大学官制中改正によって一部改正された。このとき、条番号が第九条第から四条ノ三へと移された。次の表1は、これら一連の規定と改正の推移をまとめたものである<sup>7</sup>。

まず、助手の指揮系統について見てみよう。1893年の帝国大学官制では、助手は「教官」の指揮を承けることとされた。1897年の東京帝国大学官制では、助手は「教授助教授」の指揮を承けることとされた。1897年の東京帝国大学官制によって、官制上教授—助教授—助手の指揮系統ラ

表1 官制上の助手に関する規定の変遷

法 令	条 文
1893（明治26）年8月11日勅令第83号帝国大学官制	<p>第六条 各分科大学ニ職員ヲ置ク左ノ如シ 〔略〕 助手</p> <p>第九条 助手ハ判任トス教官ノ指揮ヲ承ケ學術技芸ニ関スル職務ニ服ス 助手ハ八十人ヲ以テ定員トス</p>
1897（明治30）年6月18日勅令210号東京帝国大学官制	<p>第九条 助手ハ専任九十人判任トス教授助教授ノ指揮ヲ承ケ學術技芸ニ関スル職務ニ服ス</p>
1919（大正8）年3月31日勅令第50号東京帝国大学官制中改正	<p>第四条ノ三 助手ハ専任百九十人判任トス各学部ニ分属シ教授又ハ助教授ノ指揮ヲ承ケテ學術ニ関スル職務ニ服ス</p>

出典：『東京大学百年史 資料一』333-335頁

表2 助手月俸

西暦（元号）	等 級	月 俸
1919（大正8）年	八	35円
1923（大正12）年	七	65円
1925（大正14）年	七-五	65-85円

（筆者作成）

インが確立したことがわかる。

次に助手の身分についてだが、いずれも判任官とされている。戦前の官吏制度では、官吏は高等官と判任官に区分されていた。高等官は、さらに勅任官と奏任官に区分されていた<sup>8</sup>。助教授以上は奏任官<sup>9</sup>とされたのに対して、助手は判任官とされていた。

ついで給与について見てみよう。助手は判任官であり、東京帝国大学法学部の教職員に位置付けられている。当然、給与が支給される。大正期の『文部省職員録』<sup>10</sup>を見てみると、助手は俸給表上では1919（大正8）年には「八級」、1923（大正12）年には「七級」、1925（大正14）年には「七級」から「五級」に位置付けられている。これを、それぞれ俸給表上の給与と対照すると、1919（大正8）年は月額35円、1923（大正12）年は月額65円、1925（大正14）年は月額65円から85円となる。次の表2は、これらをまとめたものである。

給与について言えば、少なくとも給与が支払われるということが重要である。助手になれば、研究をつづけながら給与をもらえるのである。不十分とはいえ、職業研究者として自立することができるのである<sup>11</sup>。

つづいて助手の職務内容についてだが、帝国大学官制と東京帝国大学官制では「學術技芸ニ関スル職務」と規定されている。これは、東京帝国大学官制中改正では「學術」に改正されている。しかし、この規定からだけでは具体的な職務内容まではわからない。また伊藤彰浩、岩田弘三によれば、助手の具体的な職務の内容はそれが所属する各分科大学あるいは各学部によって異なり、大学

表3 官制上の助手の定員

西暦（元号）	勅令名	定員
1893（明治26）年	帝国大学官制	80
1897（明治30）年	東京帝国大学官制	90
1919（大正8）年	東京帝国大学官制中改正	190

（筆者作成）

全体として見れば多様であったとされる<sup>12</sup>。この点については、次章で先行研究によりながら個別具体的に探ることにしたい。

最後に、助手の定員数について見ておく。表1にある定員数をまとめた表3を見てほしい。助手の定員は、当初80人とされていた。それが改正の度に増員されていることがわかる。ただし、これは東京帝国大学全体の助手の定員である。法学部に限って見れば、1919（大正8）年3月時点で法学部の助手の定員が4人であった<sup>13</sup>。ついで1922（大正11）年4月法学部の助手に採用され、戦後最高裁判所長官になる横田喜三郎によれば、1922（大正11）年時点で法学部の助手の定員は8人であった<sup>14</sup>。このことから、1919（大正8）年から1922（大正11）年までの3年間で定員が4人増員され、倍増したことがわかる。

## 2 先行研究に見る東京帝国大学法学部助手—その批判的検討—

### (1) 先行研究に見る助手制度

はじめに、1940年（昭和15）年に刊行された吉田熊次・本多弘人編『文科諸学の研究及奨励に関する調査報告』（以下、『調査報告』）にある記述をもとに、当時の助手の性格について見ていく。『調査報告』によれば、東京帝国大学法学部の助手は「研究助手」というものに位置付けられている<sup>15</sup>。研究助手とは、将来各帝大教授あるいは助教授に昇任することが期待されている者であり、もっぱら研究に従事する助手のことをいう<sup>16</sup>。前述した横田は、次のように述べている。

助手といっても、研究助手であり、研究をする助手である。教授や助教授の研究の手伝いをするのではなく、まして事務の手伝いをするのではない。もっぱら自分で研究するのである。すくなくとも、法学部や経済学部の助手は、そうであった<sup>17</sup>。

こうした性格は、助手の実員数からも明らかだろう。次の表4を見てほしい。各年上段は東京帝国大学全体と法学部、工学部、医学部の助手の実員数を、下段は各学部の助手の実員数がそれぞれ大学全体の助手の実員数に占める割合を示したものである。表中の「法学」、「工学」、「医学」、「全体」とは、それぞれ法学部、工学部、医学部、東京帝国大学全体の助手の実員数を指す。割合の計算においては、小数点第2位以下は切り捨てた。工学部、医学部の実員数は、法学部の実員数と比較するために表中に示した。なお本稿は分析期間を大正期に限定しているため、それ以外の時期については表中に示さなかった。

表4を見ると、法学部の助手は大学全体で占めている割合が小さいことがわかる。一方、工学部、医学部の助手は大学全体で占めている割合が大きいことがわかる。工学部、医学部といった理  
科系学部では、研究で実験、実習、臨床などを行う必要がある。研究には、多くの人数を必要とする。こうしたニーズを満たすため、助手制度が設けられた<sup>18</sup>。助手は、工学部では「教育・研究補助員」として、医学部では「卒後研修生」として位置付けられていた<sup>19</sup>。それ故に人数が多かった。一方、法学部では研究はもっぱら個人一人で行われる。理科系学部のように、研究体制を支える助手はあまり必要とされなかったと考えられる。それ故に人数が少なかった。このことはまた、法学部の助手が「研究助手」として位置付けられていたことを、数字の面からも裏付けているように思われる。

話を戻そう。『調査報告』によると、助手の任期は3年であり<sup>20</sup>、①助手を志望する者は研究題目を定めて指導教官に申請し、②指導教授は学業成績を参考して教授会に報告、その審議の結果決定とされている<sup>21</sup>。

助手には、どのような人物が採用されていたのだろうか。官制には、助手を任用する際必要とされる資格要件について特に規定はない。この点について明らかにするため、次に岩田の研究を見ていく。岩田は「各帝大学部の助手について、①出身学校、②助手退任後の経歴などを分析することによって、戦前期の大学助手像、助手ポストの性格付け」<sup>22</sup>を明らかにしている。岩田によれば、法学部の助手は1926（大正15）年時点で100%の割合で東京帝国大学法学部卒業者が占めていた<sup>23</sup>。つまり、東京帝国大学法学部を卒業しなければ、法学部の助手になることはできなかった。くわえて後述する履歴等の調査からも明らかのように、助手に採用された者の一部は文官高等試験合格者でもあり、成績優秀者であったことがわかる。

助手は任期満了後、どのような経歴を辿ったのだろうか。引き続き岩田によれば、1926（大正15）年時点で55.6%の割合で大学などの高等教育機関に就職している。実員数で表せば、9人中5人である。さらに法学部の場合、多数が各帝国大学教授、助教授に就任している。こうした点から岩田は、法学部の助手は「助教授までの待機場所としての卒後研修的性格が強かった」<sup>24</sup>と結論付けている。法学部の助手とは、将来帝国大学教授、助教授になるための登竜門であったということである。

ただ岩田によれば、法学部の助手は1920（大正9）年以降、必ずしも東京帝国大学法学部に残ることができなくなっている。というのも、この時期から法学部の助手の実員数が急増するからである。このことを明らかにするために、次の表5を見てほしい。法学部の教授、助教授、助手の実員数を示したものである。1920（大正9）年を境に助手の実員数が変化している。これ以前は1人か2人しかいなかったのが、これ以降徐々に増加して8人程度になっている。岩田によれば、この頃から東京帝国大学法学部の全ての助教授が助手の中から補充される一方で、多数が他大学等へ転出する「昇進か転出か（up or out）」政策が採られるようになったという。理由として、大学教員ポストが閉塞状況になったこと、帝大教授は他の官吏と比べて給与面で待遇が悪く魅力が少なか

表4 東京帝国大学助手実員数一覧（大正期）

西暦（元号）	法 学	工 学	医 学	全 体
1912（大正元）年	0	18	60	133
学部別割合（％）	0	13.53	45.11	
1913（大正2）年	1	18	61	134
学部別割合（％）	0.75	13.43	45.52	
1914（大正3）年	1	18	59	130
学部別割合（％）	0.77	13.85	45.38	
1915（大正4）年	1	17	59	135
学部別割合（％）	0.74	12.59	43.70	
1916（大正5）年	1	17	58	137
学部別割合（％）	0.73	12.41	42.34	
1917（大正6）年	1	18	58	140
学部別割合（％）	0.71	12.86	41.43	
1918（大正7）年	2	20	63	149
学部別割合（％）	1.34	13.42	42.28	
1919（大正8）年	2	29	67	168
学部別割合（％）	1.19	17.26	39.88	
1920（大正9）年	5	35	67	183
学部別割合（％）	2.73	19.13	36.61	
1921（大正10）年	8	46	70	216
学部別割合（％）	3.70	21.30	32.41	
1922（大正11）年	8	42	72	223
学部別割合（％）	3.59	18.83	32.29	
1923（大正12）年	—	—	—	—
学部別割合（％）	—	—	—	—
1924（大正13）年	8	54	77	255
学部別割合（％）	3.14	21.18	30.20	
1925（大正14）年	7	54	73	241
学部別割合（％）	2.90	22.41	30.29	
1926（大正15）年	8	56	71	242
学部別割合（％）	3.31	23.14	29.34	

出典：『近代日本高等教育における助手制度の研究』76-80頁

ったことをあげている<sup>25</sup>。しかしながら、後述するように東京帝国大学法学部外に目を向ければ、大学教員ポストは閉塞状況にあるというよりは増加傾向にあったと言える。

表5 東京帝国大学法学部教員実員数一覧（大正期）

西暦（元号）	教授	助教授	助手
1912（大正元）年	24	5	0
1913（大正2）年	25	5	1
1914（大正3）年	25	6	1
1915（大正4）年	25	6	1
1916（大正5）年	25	7	1
1917（大正6）年	29	5	1
1918（大正7）年	29	8	2
1919（大正8）年	21	5	2
1920（大正9）年	20	6	5
1921（大正10）年	21	4	8
1922（大正11）年	20	5	8
1923（大正12）年	23	5	—
1924（大正13）年	22	6	8
1925（大正14）年	22	8	7
1926（大正15）年	22	8	8

出典：『近代日本高等教育における助手制度の研究』77頁

## (2) 先行研究に対する疑問

ここでは、今まで見てきた助手制度に関する先行研究に対して、政治学的見地から指摘し得る問題をいくつか述べてみたい。ここで私は、3つの点を指摘してみたい。

第1に、いったい誰が助手になったのか。第2に、法学部の助手が研究助手であったとしてどのような環境下で研究をしていたのか。第3に、助手の実員数が1920（大正9）年を境に増加したのは何故なのか。言いかえると、助手制度が大学教員や研究者の養成制度として成立したのが大正期であるのは何故なのか。

そこで私は前述の3点について、次のようにすることで明らかにしたい。まず、誰が助手になったのかを特定する。次に、特定した人物の履歴等を個別的、具体的に見ていく。こうすることで、より助手制度の実体に迫っていくことができるように思う。つづけて、当時の高等教育政策の動きと助手たちの動きを重ね合わせて見てみる。こうすることで、大正期に助手制度が活用されはじめた理由が明らかになる。

## 3 東京帝国大学法学部助手の実体分析—大正期を中心に—

### (1) 助手の共通性・傾向の分析

ここでは、いったい誰が東京帝国大学法学部助手に採用されたのかを明らかにする。『東京大学百年史』、『文部省職員録』、『日本近現代人物履歴事典』<sup>26</sup>等を調べた結果、大正期に助手に採用さ



れた人物24人の氏名を把握することができた<sup>27</sup>。この氏名を手がかりに、彼らの履歴を調査した。これらをまとめたのが、次ページにある表8である<sup>28</sup>。

この表に基づいて、彼らの共通性や傾向について見ていく。はじめに、彼らの出身大学について見てみよう。任用された助手全員が、東京帝国大学法科大学あるいは法学部の出身である。このことから、助手に任用されるには東京帝国大学法科大学あるいは法学部を卒業しなければならないことがわかる。次に、所属学科について見てみよう。表6を見てほしい。任用された助手を、学科別に分けてまとめたものである。この表を見ると、法律学科と政治学科が大体半数ずつに分かれている。助手の任用において、学科の違いは特に関係はなかった。

つづいて、彼らの専攻分野について見てみよう。ここでは専攻分野を法学と政治学に分け、法学はさらに実定法と基礎法学に分ける。ここで実定法とは、憲法や民法、刑法などを言う。基礎法学とは、外国法や法制史などを言う。この分類は、東京帝国大学法学部を継承した現在の東京大学法学部・大学院法学政治学研究科で用いられている<sup>29</sup>。このことから、分類として妥当であると判断した。経済学については、分類されるのが森戸辰男1人であることから表中では示さなかった。この分類に従って、彼らの専攻分野の傾向性を見てみよう。専攻の分類にあたっては、当人の履歴等に記載されているものに従った。分類が困難な人物については、当人の研究業績を根拠にいずれかに分類した。これらをまとめた結果が、次の表7である。

表7を見ると、実定法研究者が多数を占めていることが分かる。助手全体の6割を実定法研究者が占めている。一方、基礎法学と政治学はそれぞれ2割前後である。助手制度が実定法を研究する大学教員の養成を主眼に置いていたことが分かる。

くわえて、助手の性別について見てみたい。全員が男性である。この当時、女性は大学教育を受

表6 助手の所属学科

学 科	人数	比率 (%)
法律学科	11	52
政治学科	10	48
計	21	100

(筆者作成)

表7 専攻分野の分類

専 攻 分 野		人数	比率 (%)
法 学	実 定 法	14	61
	基 礎 法 学	5	22
政 治 学		4	17
計		23	100

(筆者作成)

表8 東京帝国大学法学部助手一覧一大正期—

No.	氏名	性別	出身大学(学部・学科)	採用年次	専攻分野	その後の職	左記に就任した年
1	森戸辰男	男	東京帝国大学法科大学経済学科	1912(大正元)年	社会政策	東京帝国大学教授	1916(大正5)年
2	勝本正晃	男	東京帝国大学法科大学独法科	1918(大正7)年	民法	東北帝国大学教授	1924(大正13)年
3	山本亀市	男	東京帝国大学法科大学	1918(大正7)年	刑法		
4	河村又介	男	東京帝国大学法学部政治学科	1919(大正8)年	公法	東北帝国大学教授	1924(大正13)年
5	鈴木義男	男	東京帝国大学法学部法律学科	1919(大正8)年	公法	東北帝国大学教授	1924(大正13)年
6	内藤吉之助	男	東京帝国大学法学部政治学科	1919(大正8)年	法制史	京城帝国大学教授	1928(大正3)年
7	井上孚麿	男	東京帝国大学法科大学政治学科	1920(大正9)年	憲法	法政大学教授	1921(大正10)年
8	佐々弘雄	男	東京帝国大学法学部政治学科	1920(大正9)年	政治学	九州帝国大学教授	1924(大正13)年
9	蠟山政道	男	東京帝国大学法学部政治学科	1920(大正9)年	政治学・行政学	東京帝国大学助教授	1922(大正11)年
10	木村亀二	男	東京帝国大学法学部法律学科	1921(大正10)年	刑法	九州帝国大学教授	1926(大正15)年
11	平野義太郎	男	東京帝国大学法学部法律学科	1921(大正10)年	民法	東京帝国大学助教授	1923(大正12)年
12	我妻栄	男	東京帝国大学法学部法律学科	1921(大正10)年	民法	東京帝国大学助教授	1922(大正11)年
13	風早八十二	男	東京帝国大学法学部	1922(大正11)年	刑法	九州帝国大学助教授	1926(大正15)年
14	横田喜三郎	男	東京帝国大学法学部法律学科	1922(大正11)年	国際法	東京帝国大学助教授	1924(大正13)年
15	菊井維大	男	東京帝国大学法学部法律学科	1923(大正12)年	民事訴訟法	東京帝国大学助教授	1925(大正14)年
16	末延三次	男	東京帝国大学法学部法律学科	1923(大正12)年	英米法	東京帝国大学助教授	1925(大正14)年
17	宮沢俊義	男	東京帝国大学法学部政治学科	1923(大正12)年	憲法	東京帝国大学助教授	1925(大正14)年
18	奥平武彦	男	東京帝国大学法学部政治学科	1924(大正13)年	法制史	京城帝国大学教授	1926(大正15)年
19	杉村章三郎	男	東京帝国大学法学部政治学科	1924(大正13)年	行政法	東京帝国大学助教授	1926(大正15)年
20	武藤智雄	男	東京帝国大学法学部法律学科	1924(大正13)年	西洋法制史	九州帝国大学助教授	1926(大正15)年
21	江川英文	男	東京帝国大学法学部法律学科	1925(大正14)年	国際私法	東京帝国大学助教授	1927(昭和2)年
22	岡義武	男	東京帝国大学法学部政治学科	1926(大正15)年	政治史	東京帝国大学助教授	1928(昭和3)年
23	矢部貞治	男	東京帝国大学法学部政治学科	1926(大正15)年	政治学	東京帝国大学助教授	1928(昭和3)年
24	原田慶吉	男	東京帝国大学法学部法律学科	1926(大正15)年	西洋法制史	東京帝国大学助教授	1928(昭和3)年

(筆者作成)

表9 官立・私立の区分

区分	人数	比率(%)
帝国大学	22	96
私立大学	1	4
計	23	100

(筆者作成)

けることができなかった。助手が男性しかいないのは、このためである<sup>30</sup>。

さらに、彼らのその後の職について見てみよう。在官中病死した山本を除き、全員が大学教員になっている。このことから、助手制度が大学教員を養成するための制度であったことが分かる。次いで、赴任先について見てみよう。表9を見てほしい。ほとんどの助手が官立大学に赴任していることが分かる<sup>31</sup>。私立大学に赴任したのは、井上ただ1人である。

## (2) 助手の研究環境

当時、助手はどのような環境で研究をしていたのだろうか。ここでは、助手時代を回顧している人物の主だった言説をいくつか取り上げて、当時の研究環境の実体に迫ってみたい。

はじめに、指導教官との関係について見ていきたい。助手には専攻する学問分野に応じて、それぞれ指導教官が1人付いた。指導教官は東京帝国大学法学部教授である。指導教官は、助手に対して研究指導を行った。場合によっては、その後の就職先の世話までした。そもそも誰を助手に採用するか否かは、指導教官自身が決めていた。

指導教官と助手との間では、どのような関係が築かれ、研究指導が行われていたのだろうか。例えば、日本における民法研究の大家である我妻栄と彼の指導教官である鳩山秀夫との間について見てみよう。この時期、我妻は鳩山の家で「居候」していたようである。鳩山の妻である鳩山千代子は、当時を振り返って次のように述べている。

そう、何だか、鳩山が大そうかわいがってござりまして、それでわたくしのところに来ていただいたのでしょ。大学を卒業された直後からでございます。ほんとうにいい学生さんでしたね。二階に一部屋差し上げて、御自由にさせていただきました<sup>32</sup>。

一方、マルクス主義者で刑法学者の風早八十二と彼の指導教官である牧野英一との間は、前述の我妻と鳩山のようにはいかなかったようである。風早の門弟の1人である吉川経夫は、風早本人から「牧野博士の「雑役」として、「朝八時から午後四時までは、自分の勉強をしてはいけない」という「非常な拘束」<sup>33</sup>を受けていたとのヒアリングを得ている。風早本人によれば、この雑役とは「部屋中、堆く積み上げられた書棚の雑巾がけをはじめ、牧野博士が病氣療養中でたまっていた二千号をこえる高窪喜八郎編集の『法律新聞』のバック・ナンバアの整理と製本」<sup>34</sup>のほか、病氣療養中の牧野の身の世話をまで及んでいたという。しかも、研究は牧野本人の学説を学ぶことを求められた。風早本人がそれとは異なる研究をすると、牧野は不快感を示したという<sup>35</sup>。

ここまで助手と指導教官との間の関係や研究指導について、両極端な例を見てきた。これらから分かることは、研究指導が制度的に行われていたというよりは、指導教官の裁量によっていたということである。

次に研究室について見てみよう。先の『調査報告』によれば、法学部では教授、助教授にはそれぞれ1人1つ研究室を持っていた。助手は2,3人で1つの部屋を共同研究室として使用して、分野別にそれぞれ民事法室、公法政治室、その他に分かれていた<sup>36</sup>。しかし、『調査報告』で言及されている研究室は、関東大震災後に建てられたものである。それ以前の研究室とは大分異なっている。

そもそも法学部には、「研究室」と呼ばれるものはなかった。経済学者で東京帝国大学法科大学教授、同大経済学部教授を歴任し、戦後法政大学総長になる大内兵衛は、「法学部は研究室がないんですよ。あったけれども、非常に小さな、法学部部屋があっただけで、その部屋にたとえば小野塚さんの政治学の研究室とか、研究室というと助手が二人ぐらいいた」<sup>37</sup>と述べている。また宮沢

も、「今みたいに個室なんかないんですよ。公法とか私法とか、刑法の部屋とか、それぞれ大きな部屋があって、そこに関係の本がある。諸先生もそこに椅子を並べて共存していた」<sup>38</sup>と述べている。つまり法学部では、教授、助教授、助手が同じ部屋で研究をしていたのである。

こうした研究室ができた事情について、政治学者で戦後東京大学総長になる南原繁は次のように述べている。

私が大学に戻ったのは大正十年です。〔…〕大学行政の内部のことはよく存じませんが、そのときは前と違って、ちゃんと研究室をもっていたのは、いちばんはじめは高野〔岩三郎〕先生でしょう。「経済統計研究室」、それにならったどうか知りませんが、それに類似したものが法学部においても、政治史、法律とかいうように、各専門の教授が研究室を持つようになり、私は小野塚先生と吉野先生がおられた部屋に、助教授としておった。それは経済学部に刺激されたんじゃないですが<sup>39</sup>。

とはいえ、全ての教授、助教授が研究室を使用していたわけではなかった。民法研究室にいた我妻は、「先生にとって、研究室の個室は、講義や教授会の前後に、訪問者に面会したり、手紙を書く場所に過ぎなかった」<sup>40</sup>と後年述べている。その一方、助手たちはもっぱら研究室で研究をしていたようである<sup>41</sup>。宮沢もまた、次のように述べている。

ぼくが席を与えられた公法研究室には、美濃部、筧、野村、上杉の四先生の机があったが、部屋の構造が仕事に適さなかったせいか、どの先生もあまり研究室に長くははず、顔を出してもすぐ家へ帰ってしまった。いきおいぼくがひろい部屋を一人で占領し、そこにならべてあるたくさんの本を自由に利用する特権をもったわけで〔…〕<sup>42</sup>

ついで助手の食事環境について見てみたい。研究室で席を同じくして研究をしている彼らは、一緒に食事をとっていた。我妻は、鈴木への追悼文の中で次のように述べている。

われわれ助手の多くの者は、「仕出しや」の弁当をとり、近い関係の者が三、四人集まってひるの食事をした。/そのとき、牧野先生は、「ご殿」に行くのもつまらない、というので、自宅で作った弁当を持参され、助手全員が集まって会食しながら、それぞれ専門の分野の知識を話し合うことにしようとして提案された。毎日でもなかったし、あまり永く続かなかったが、時折そんな機会がもたれた<sup>43</sup>。

横田もまた、次のように述べている。

助手と副手は、たいてい、いっしょに昼食をとった。正門前の弁当屋から弁当を取り寄せ、一般研究室という大きな室の隅で、いっしょに食べた。そのさいには、いつも学問の話が出た。〔…〕とにかく、おもうままに、批判し、論じ合った。昼食の時間は、たいてい一時間ということになっていたが、時を忘れて論じ合い、三〇分も一時間も超過することがすくなくなかった<sup>44</sup>。

宮沢も、我妻、横田と似たようなことを後年述べている。

各科目の部屋のほかに一般という部屋があった。〔…〕その部屋が集会室も兼ねており、そ

この大きなテーブルで近所からとりよせた弁当を食べた。食べながらいろいろ議論したので、それによって大いに教えを受けた<sup>45</sup>。

いずれも後年東京帝国大学法学部教授になる人物たちである。彼らが共通して一緒に食事をとったことを回想しているのは、単なる偶然だろうか。むしろ、こうした法学部研究室の環境が彼らの間に連帯感を醸成したのではないだろうか。つまり、法学部研究室という研究環境は、東京帝国大学法学部という1つの知的共同体を形成したと考えることができるのである<sup>46</sup>。

### (3) 助手制度成立の事情

助手の実員数が1920（大正9）年を境に増加したのは何故なのか。言いかえると、助手制度が大学教員や研究者の養成制度として成立したのが大正期であるのは何故なのか。ここでは、当時の高等教育政策の動きと助手のその後の動きとを重ね合わせてみることで明らかにする。

はじめに、当時の高等教育政策の動きについて見てみよう。端的に言えば、大正期とは高等教育拡充の時期に当たる。日清戦争、日露戦争を経て資本主義が成熟しつつあった当時、高等教育への需要は高まっていた。都市部では、高等教育を受けた人材を欲したのである。そのような中、1918（大正7）年9月27日、立憲政友会を与党とする初の本格的政党内閣である原敬内閣が成立した。当時立憲政友会は四大政綱を掲げていたが、その1つは「教育施設の改善充実」であった。原首相は、寺内前内閣下で設置されていた臨時教育会議の答申を受けて、高等教育拡充のため政策をいくつか実現した。具体的には、高等学校10校、実業専門学校17校、専門学校2校を新設し、東京帝国大学法学部から経済学部が独立した<sup>47</sup>。

高等教育政策のこうした動きは、必然的に高等教育機関つまり大学増設の動きと連動する。本稿との関連で言えば、次の2点を指摘することができる。1つ目は、東京帝国大学法学部内で講座が増設されたことである<sup>48</sup>。くわえて、1922（大正11）年60歳停年制が導入されたこと<sup>49</sup>、それと前後して何人かの教授が職を退き始めたことがある。このことが意味するのは、大学教員の需要が生じたということである。2つ目は、1922（大正11）年東北帝国大学に、1924（大正13）年九州帝国大学に、それぞれ法文学部が設置されたことである<sup>50</sup>。帝国大学に新たに学部を設置することは、そこに新たな講座が設置されることを意味する。当然、そこに教員を配置しなければならない。要するに、ここでも大学教員が必要とされたのである。次の表10を見てほしい。助手の赴任先を大学別にまとめたものである。助手の半数以上は、東京帝国大学にそのまま残って助教授に昇任した。その一方で、東北帝国大学や九州帝国大学、京城帝国大学に赴任した助手も存在した。

この時期、東京帝国大学法学部では憲法講座と刑法講座がそれぞれ1つずつ増設され、政治学講座が政治学・政治学史講座と改称された上で、1つ増設された。また行政学講座と米國憲法・歴史及外交講座が新設された。また前後して何人かの教授が職を退いた。これを受けて蠟山政道、平野義太郎、我妻栄、横田喜三郎、菊井維大、宮沢俊義、末延三次、杉村章三郎がそれぞれ東京帝国大学法学部助教授に昇任して、講座を継承しあるいは新設講座を担任している。例えば、蠟山は新

表10 赴任先の割合

大 学 名	人数	比率 (%)
東京帝国大学法学部	13	57
東北帝国大学法文学部	3	13
九州帝国大学法文学部	4	17
京城帝国大学法文学部	2	9
法政大学	1	4
計	23	100

(筆者作成)

設された行政学講座を、我妻は鳩山秀夫の後を受けて民法第一講座を、横田は立の後を受けて国際法講座を、宮沢は美濃部の後を受けて憲法第一講座を担当した。

東北帝国大学法文学部では、当時京都帝国大学法学部教授であった佐藤丑二郎が創立委員として教員人事にあたった。講座は14あったが、うち東京帝国大学助手から民法学第一講座に勝本正晃、国家原論講座に河村又介、行政法学講座に鈴木義男をそれぞれ教授として招いた<sup>51</sup>。九州帝国大学では、東京帝国大学法学部教授であった美濃部達吉が創立委員となって教員人事にあたった。大正期、最終的に講座は13講座あったが、うち東京帝国大学法学部助手から政治学講座に佐々弘雄、法理学講座に木村亀二、法制史講座に武藤智雄、刑法刑事訴訟法講座に風早八十二を招いた<sup>52</sup>。京城帝国大学では、内藤吉之助と奥平武彦がそれぞれ教授として赴任している。私大では、法政大学に井上孚麿が教授として赴任している。

また、東北帝国大学と九州帝国大学へ赴任した助手の傾向について言えば、前者が1918-1919（大正7-8）年に助手に採用された助手であるのに対して後者は1920（大正9）年以降に採用されている助手である。上で述べたように、東北帝国大学に法文学部が設置されたのが1922（大正11）年、九州帝国大学に法文学部が設置されたのが1924（大正13）年である。いずれの助手も法文学部設置2-4年前後に採用されていることがわかる。このことから助手制度が大正期に成立したのは、この時期生じた大学教員の需要を満たすためであったことがわかるのである。

#### (4) 助手制度の持つ意味—まとめに代えて—

この章の最後に、ここまで明らかにしてきた東京帝国大学法学部助手の実体がいかなる意味を持つのか、私の見解を3つ述べたい。

1つ目は、助手制度は法学・政治学の研究・教育が充実するための制度的保障になったということである。助手制度とは、ある人物に給与を支払いながら研究させる制度である。明治期の日本の大学教授には、有閑階級の出が少なくなかった<sup>53</sup>。研究には費用がかかるからである。逆にいえば、資産がなければ学問、研究をすることは難しかった。しかし、法学・政治学の研究・教育を充

実させるには、多様な人材が必要であることは言うまでもない。有閑階級しか大学教員や研究者になれないのは、問題であると言わざるを得ない。研究上、有閑階級では決して明らかにすることができない論点は多数存在するからである。東京帝国大学法学部助手は、判任官ではあるが東京帝国大学法学部のスタッフであり給与が支給される。資金の面で研究者の道を断念したかもしれない人物を、制度上いくらか研究者にすることが可能になった。実際上はともかく、制度上この制度が法学・政治学の教育・研究に果たした意味は少なくないと思われる。

2つ目は、助手制度は法学・政治学という学問が全国的に普及することに資したということである。帝国大学に限って見れば、当時法学、政治学教育を受けることができたのは、東京帝国大学法学部か京都帝国大学法学部のみであった。それが大正期以降、東北地方や九州地方でも受けることができるようになった。今まで以上に法学教育、政治学教育への門戸が開いたのである。これを支えるのは、何よりも法学・政治学を教える大学教員、研究者の存在である。彼らを養成したということだけを見ても、助手制度には積極的な意味があったと考えることができる。

とはいえ、助手制度には次のような問題もあったのではないだろうか。3つ目は、助手制度は法学、政治学の教育、研究を、いっそう東京帝国大学法学部を中心とするものにしたということである。この点について、例えば田口富久治による一連の日本政治学史研究を見てみよう。これまで田口は『日本政治学史の源流—小野塚喜平次の政治学—』（未来社、1985年）、『日本政治学史の展開—今中政治学の形成と展開—』（未来社、1990年）、『戦後日本政治学史』（東京大学出版会、2001年）等の一連の著書で日本政治学史研究を展開している。ここで注意したいのが、田口の著書で言及されているのがいずれも東京帝国大学法学部出身者であるということである。この点について、田口は自身が東京大学法学部出身であることや自身の体験、資料収集の便宜からそうなったと述べている<sup>54</sup>。ただ、果たしてそれだけだろうか。

社会学者のR.K. マートンは、科学者集団において「富める者はますます富み、そのことによって貧しい者はますます貧しくなる」というマタイ効果の存在を実証した<sup>55</sup>。要するに、人材も設備も整っている大学にいる研究者の方が、そうでない者よりも圧倒的に優位であるということである。大正期に限らず戦前を通じて東京帝国大学法学部は、人材、設備の両面において他大学等に対して圧倒的に優位であった<sup>56</sup>。そもそも東京帝国大学とは、国家に必要な人材を育成するとともに他大学等に対して圧倒的に優位に立つよう制度化された大学である<sup>57</sup>。こうした特徴を持つ大学が助手制度を設ければ、前述の傾向はいっそう強くなる。東京帝国大学法学部は自分たちの教育・研究を継承し発展させるための人材を、すでに集まっている優秀な人材からリクルートすることができるからである。さらに、その人物たちを地方の帝国大学や私立大学へ教員、研究者として赴任させることができる。これは、前述のマタイ効果をまさしく実証しているのではないだろうか。マタイ効果が教育や研究の発展に有害であることは、もちろん言うまでもない。

また、前述のことと当時の東京帝国大学法学部が1つの知的共同体を形成していたこととの関連についても触れておきたい。上で述べたように、東京帝国大学法学部では専門を異にする助手が

席を同じくして、時に一緒に食事をとりながら研究をしていた。このことは、助手たちの中で連帯感をいっそう強める一方、逆に他大学等の教員や研究者を阻害しあるいは排除するかのような心性を生じさせたのではないだろうか。それがひいては教員人事等の面でも、東京帝国大学法学部出身者以外を差別し、あるいは排除する構造を生み出したのではないか。

助手制度には、確かに法学・政治学の教育・研究を充実させたという積極的な意味がある。その一方で、あくまでもそれは東京帝国大学法学部という限定された枠内のものであった。助手が東京帝国大学法学部卒業者からしか採用されなかったことが、その証左である。それ故、助手制度は法学・政治学の教育・研究においていっそう東京帝国大学法学部を中心とする構造をつくり出した可能性がある。少なくとも大正期を見る限り、こうした制度であったと考えることができる。

#### 4 おわりに

本稿は、大正期における東京帝国大学法学部助手の実体について明らかにしてきた。いったい誰が助手に採用されたのか。助手はどのような環境下で研究をしていたのか。助手制度が大学教員や研究者の養成制度として成立したのが大正期であるのは何故なのか。これらの点を明らかにしてきた。東京帝国大学法学部の実体のうち内部の教員人事がどのようになされていたのか、その一端を明らかにすることができた。

本稿ではまた、助手制度が持つ意味について私の見解を述べた。助手制度の積極的な面として、法学・政治学の教育・研究を充実させたということがある。一方問題点として、助手制度によって法学・政治学の教育・研究がいっそう東京帝国大学法学部を中心としたものになったのではないかとということである。少なくとも大正期を見る限り、こうした傾向性を持つ制度であったと考えることができるのである。

最後に、今後の研究課題について若干述べたい。1つ目は、分析期間を明治期と昭和戦前期へと広げることである。とくに昭和戦前期には、丸山眞男や辻清明といった人物が出てくる。東京帝国大学法学部、そして助手制度の実体解明にこの時期の分析は欠かせない。2つ目は、講座制との関連についてである。助手は講座を継承し、あるいは新設講座を担任することを目的として採用されていた。助手制度と講座制との関連は、制度の実体を解明するための鍵である。3つ目は、マタイ効果との関連である。助手制度はマタイ効果を強めたのか。これら3点について、相互に関連付けながらいっそう研究を進めていきたい。

#### 注

- <sup>1</sup> 本稿で「大正期」とは、大正年間、すなわち西暦1912年から1926年までを指す。この時期を分析する理由については、本論で述べる。
- <sup>2</sup> 前掲『近代日本高等教育における助手制度の研究』77頁にある表を見ると、明治期に1人助手がいることがわかる。ただ、これは例外的な事例と考えられるため、本稿では分析の対象から外した。明治期の分析については、講座制との関連を含めて今後の研究課題の1つとしたい。



- <sup>3</sup>『東京大学百年史 通史一』（東京大学，1984年）1087頁、『東京大学百年史 通史二』（東京大学，1984年）176、570頁に掲載されている表を参照。本稿が対象とする大正期については言えば、大正2-6年には卒業生中13%が、大正7-10年には21%が官吏になっている。
- <sup>4</sup>拙稿「政治教育研究序説—先行研究の整理と課題—」『政治学研究論集』第33号（2011年）1-11頁。ここで私は、政治学で教育を分析の対象として扱うことの意義を述べている。
- <sup>5</sup>こうした政治学と教育学とを架橋しようとする試みについては、高橋一行『教育参加 学校を変えるための政治学』（新読書社，2004年）に負っている。
- <sup>6</sup>岩田弘三「大学助手職に関する歴史的研究」『教育社会学研究』第56集（日本教育社会学会編，1996年）99-118頁を参照。
- <sup>7</sup>表の作成にあたっては、『東京大学百年史 資料一』（東京大学，1984年）333-335頁を参照した。ちなみに、表中にある「分科大学」とは、1886（明治19）年から1919（大正8）年まで帝国大学を構成した組織の1つである。1919（大正8）年に学部に変更された。学部と分科大学については、寺崎昌男『東京大学の歴史 大学制度の先駆け』（講談社学芸文庫，2007年）47-69頁。
- <sup>8</sup>西尾勝『新版 行政学』（有斐閣，2001年）133頁。
- <sup>9</sup>1893年帝国大学官制第八条では「助教授ハ委任トス」と規定された。これは1897年東京帝国大学官制、1919年東京帝国大学官制中改正においても同様であった。前掲『東京帝国大学百年史 資料一』333-335頁。
- <sup>10</sup>文部省『文部省職員録』を参照。閲覧にあたっては、PORTA 国立国会図書館デジタルアーカイブポータル (<http://porta.ndl.go.jp/>) を利用した（2011年5月10日閲覧）。『文部省職員録』は欠けている年次があり、本稿では残存する1919（大正8）年 (<http://kindai.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/908816/46>), <http://kindai.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/908816/47>), 1923（大正12）年 (<http://kindai.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/908817/39>), 1925（大正14）年 (<http://kindai.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/927671/41>) を確認した。
- <sup>11</sup>もともと東京帝国大学法学部教授は、有閑階級の出が少なくなかった。例えば、南原繁は「小野塚先生なども、自分は大学でもらう給料とはほぼ同額の利子収入がある」と述べている。丸山眞男・福田歓一編『聞き書 南原繁回顧録』（東京大学出版会，1989年）99頁。
- <sup>12</sup>伊藤彰浩「概説—戦前期官立高等教育機関における助手制度—」前掲『近代日本高等教育における助手制度の研究』7頁。前掲「大学助手職に関する歴史的研究」101-103頁。
- <sup>13</sup>前掲『東京大学百年史 部局史一』167頁。
- <sup>14</sup>横田喜三郎『私の一生』（東京新聞出版局，1976年）45頁。
- <sup>15</sup>吉田熊次・本多弘人編『文科諸学の研究及奨励に関する調査報告』（山形秀美堂，1940年）209頁。
- <sup>16</sup>前掲「大学助手職に関する歴史的研究」99頁。ここで岩田は、分析にあたって「研究助手」の定義を国立大学協会第6常置委員会による『国立大学における助手の任用ならびに職務実態に関する調査報告書』（1978年）から引用している。
- <sup>17</sup>前掲『私の人生』44頁。
- <sup>18</sup>官制制定以前の助手制度の実体については、中野実「助手制度の成立史」前掲『近代日本高等教育における助手制度の研究』59-74頁に詳しい。
- <sup>19</sup>前掲「大学助手職に関する歴史的研究」102頁。
- <sup>20</sup>ただ法学部では、当初助手の任期は2年であった。前掲『東京大学百年史 部局史一』171頁には、1920（大正9）年6月3日「助手及び副手の任期を二年と定める」との記述がある。後述するように、大正期に助手に採用された人物は採用後2年以内に昇任するか他大学等に転出している。なお、再任はない。
- <sup>21</sup>前掲「文科諸学の研究及奨励に関する調査報告」209頁。
- <sup>22</sup>前掲「大学助手職に関する歴史的研究」102頁。
- <sup>23</sup>同上，103頁。くわえて、104頁掲載の表2を参照した。
- <sup>24</sup>前掲「大学助手職に関する歴史的研究」111頁。
- <sup>25</sup>同上。

- <sup>26</sup> 秦郁彦『日本近現代人物履歴事典』（東京大学出版会，2002年）。
- <sup>27</sup> これ以外に氏名のみを把握することができた人物に、榊田民蔵、森順治郎、蓮沢浄淳、今川越夫、藤田東三、山尾時三、栗田政吉、西崎正、岡松頼太郎の9人がいる。これらの人物については、採用年次や履歴等を把握するに至らなかったため、ここに氏名のみを記す。なお、榊田は森戸の前に助手に採用されていたことがわかる。前掲『東京大学百年史 部局史一』148頁。また、藤田については『朝鮮親族法相続法』（大阪屋号書店，1933年）等の著書が、山尾については『新手法論』（岩波書店，1935年）等の著書がある。くわえて、法学部には助手として鈴木繁次という人物もいるが、彼は司書と兼任であることから表中には示さなかった。
- <sup>28</sup> 表6の作成にあたって参考にした文献は次の通り。前掲『日本近現代人物履歴事典』62，116，176，246，286，432，508，525，558，568頁。前掲『東京大学百年史 部局史一』148，152頁。前掲『私の一生』50-51頁。『新人』第22巻第7号（復刻版『新人』第43巻所収）（龍溪書舎，1992年）50-65頁。『昭和人名辞典 第4巻〔外地・満支・海外篇〕』（日本図書センター，1987年）72頁。エンゲルス著・内藤吉之助訳『家族・私有財産および国家の起源』（彰考書院，1947年）序1-3，跋1-3頁。井上孚磨『井上孚磨憲法論集』（神社新報社，1979年）500-501頁。辻清明編『追想の蠟山政道』（中央公論事業出版，1983年）506-511頁。日本法哲学編『法的推論 法哲学年報（1971）』（有斐閣，1972年）248頁。有泉亨編『追想の我妻栄』（一粒社，1974年）2頁。東京刑事法研究会編『啓蒙思想と刑事法 風早八十二先生追悼論文集』（勁草書房，1995年）1-5頁。三ヶ月章編「菊井維大名譽会員の逝去を悼む」民事訴訟法学会編『民事訴訟雑誌』第38号（法律文化社，1992年）300-302頁。日米法学会編『アメリカ法』（東京大学出版会，1990年）203-225頁。高見勝利『宮沢俊義の憲法学的研究』（有斐閣，2000年）。書物同好会編『書物同好会会報』第19・20号（復刻版『書物同好会会報 附冊子』所収）（龍溪書舎，1978年）353-383頁。田中二郎編『杉村章三郎先生古希記念 公法学研究 下』（有斐閣，1974年）771頁。法制史学会編『法制史研究』第13号（創文社，1963年）340-342頁。法学協会編『法学協会雑誌』第84巻第2号（有斐閣，1967年）213-215頁。
- <sup>29</sup> 東京大学法学部・大学院法学政治学研究科ホームページ（[http://www.j.u-tokyo.ac.jp/in/sougouhousei\\_syokai.html](http://www.j.u-tokyo.ac.jp/in/sougouhousei_syokai.html)）を参照（2011年7月7日閲覧）。
- <sup>30</sup> このことは、日本における法学、政治学研究の展開において、それが男性中心であったこと、「性」について関心が向かなかったことの一因かもしれない。政治学については、とくに渡辺浩「I 序論—なぜ「性」か。なぜ今か。」『年報政治学2003』（岩波書店，2004年）10-12頁を参照。
- <sup>31</sup> ただ後掲する表10を見ると分かるように、京都帝国大学に教授あるいは助教授として赴任した人物はいない。大正期、京都帝国大学が人事上東京帝国大学から自立していたことが伺える。
- <sup>32</sup> 前掲『追想の我妻栄』46-50頁。
- <sup>33</sup> 前掲『啓蒙思想と刑事法 風早八十二先生追悼論文集』4頁。
- <sup>34</sup> 風早八十二『治安維持法五十年』（合同出版，1976年）54-55頁。
- <sup>35</sup> 前掲『治安維持法五十年』55頁。
- <sup>36</sup> 前掲『文科諸学の研究及奨励に関する調査報告』209頁。
- <sup>37</sup> 『東京大学経済学部五十年史』（東京大学経済学部，1976年）639頁。
- <sup>38</sup> 毎日新聞社編『昭和思想史への証言 改訂新版』（毎日新聞社，1973年）130頁。
- <sup>39</sup> 前掲『東京大学経済学部五十年史』935頁。経済統計研究室については637-644頁に詳しい。
- <sup>40</sup> 我妻栄『民法と50年 その3 随想拾遺（下）』（有斐閣，1976年）358頁。
- <sup>41</sup> 同上。
- <sup>42</sup> 宮沢俊義「法学部あれこれ」林健太郎編『回想 東京大学100年』（ビデオ出版，1969年）9頁。ついでながら、宮沢が助手時代の早くから多数の研究業績をあげることができたのには、実はこうした事情もあったのではないだろうか。
- <sup>43</sup> 我妻栄『民法と50年 その2 随想拾遺（上）』（有斐閣，1976年）340-341頁。
- <sup>44</sup> 前掲『私の一生』46頁。
- <sup>45</sup> 前掲『昭和思想史への証言 改訂新版』130頁。
- <sup>46</sup> このことに関連して、次のことを指摘したい。以前、日本政治思想史学者で東京大学法学部教授の丸山眞男

は、日本の思考様式の型について「タコツボ型」と「ササラ型」という比喩をしたことがある。この比喩の背景には、実は東京帝国大学法学部のこうした研究環境も念頭にあったのではないだろうか。丸山眞男『日本の思想』（岩波新書、1961年）124-151頁。

47 天野郁夫『大学の誕生（下）』（中公新書、2009年）363-414頁。成田龍一『大正デモクラシー シリーズ日本近現代史④』（岩波新書、2007年）89-91頁。

48 前掲『東京大学百年史 通史二』271頁。

49 前掲『東京大学の歴史 大学制度の先駆け』144-155頁。停年制の「停年」の表記についてだが、寺崎によれば「定年」を用いるのが通例だが、教育界においては同じ意味でも「停年」を用いる慣行があることからこの表記になった。なお、寺崎の用例は佐藤達夫編『法令用語辞典』（学陽書房、1987年）によっている。

50 『東北大学百年史 第4巻 部局史1』（東北大学、2003年）428頁、『九州大学五十年史 通史』（九州大学、1967年）207頁。

51 前掲『東北大学百年史 第4巻 部局史1』428-430頁。

52 『九州大学五十年史 学術史 下巻』（九州大学 1967年）327-328頁。

53 注11参照。

54 田口富久治『戦後日本政治学史』（東京大学出版会、2001年）

55 Robert K. Merton, “The Matthew Effect in Science”, *Science*, 159 (3810), 1968, pp56-63.

56 天野郁夫『大学の誕生（上）』（中公新書、2009年）89-95, 102-110, 222-229頁。

57 瀧井一博『伊藤博文』（中公新書、2010年）66-84頁。ここに、東京帝国大学法学部の教育・研究が国家学であったと言われる所以がある。

## 謝辞

本稿は、2011年1月31日に日本大学法学部で行われた日本政治学会分野別研究会（政策・制度研究会）での報告を基礎としている。同研究会でコメントをして下さった方々には、心よりお礼申し上げます。